

## 事前評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業(地盤沈下対策事業)					
地区名	きそがわようすい き 木曾川用水2期地区					
事業箇所	津島市、愛西市 弥富市、海部郡蟹江町					
事業のあらまし	<p>本地区は津島市、愛西市、弥富市、海部郡蟹江町の4市町に位置し、1950年代半ばからの高度成長期に、地下水の過剰なくみ上げによって地盤沈下が著しく進行した地域である。こうした中、水資源開発公団(現・独立行政法人水資源機構)により、1969年度から1982年度にかけ、地盤沈下に対応するよう用水路や揚水機場などが整備された。</p> <p>現在、地盤沈下は沈静化しているものの、不等沈下の影響を受け、用水路からの漏水事故や、揚水機場における配管の変位が生じるとともに、施設の老朽化による電気・機械設備の突発的な故障が増加し、施設の更新が急務となっている。</p> <p>このため、用水施設の更新整備を行い、周辺地域の被害を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給による農業経営の安定を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>用水施設の機能を維持し、用水路の漏水による被害を防止することにより、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	190.3億円		■工事費 166.2億円、■用補費 5.9億円、■その他 18.2億円			
事業期間	採択予定年度	2022年度	着工予定年度	2023年度	完成予定年度	2036年度
事業内容	用水路工 12.8km 揚水機場 12箇所					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>当該用水路は設置後、約40年が経過し、地盤沈下の影響による不等沈下によって水路目地からの漏水や、通水能力の低下が発生し、また、一部区間では石綿セメント管が使用されており、施設の破損による周辺の農地や民家等に被害を及ぼす恐れが生じている。</p> <p>これらの被害を防止するためには、早急に用水施設の更新を行う必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>地盤沈下の影響による通水能力の低下や、施設の破損が発生している用水施設を速やかに更新し、通水能力を維持する必要があることに加え、石綿に起因する健康被害を未然に防止する。</p>			

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

費用 (億円)	事業費	126.4	
	関連施設の整備費用等 注)	136.7	
	合計(C)	263.1	
効果 (億円)	作物生産効果	215.4	水稲、小麦、だいこん
	品質向上効果	17.5	水稲、ねぎ、にんじん
	営農経費節減効果	1.9	
	維持管理費節減効果	△ 7.7	
	水源かん養効果	21.4	
	国産農産物安定供給効果	28.8	
	合計(B)	277.3	
(参考)	水稲作付面積(ha)	765	
算定要因	畑作付面積(ha)	301	
費用対効果分析結果(B/C)		1.1	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

※維持管理費節減効果は、施設が機能喪失した場合に安全管理上必要最低限となる維持管理費(事業なかりせば)と、計画施設の維持管理費(事業ありせば)の差額を効果額として算定するものであり、一般的にマイナス効果となる。

注) 関連施設の整備費用等の内訳

①当該施設

再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(頭首工、幹線用水路等)

新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

※評価期間: 55年(当該事業の工事期間15年+40年)

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(平成27年9月)による。

2) 貨幣価値化困難な効果

「地盤沈下の発生に伴う農作物、農用地、農業用施設等の被害」及び「石綿セメント管の破損によるアスベストの飛散等に伴う被害」が防止又は軽減される効果が期待できる。

判定

A

A: 十分な事業効果が期待できる。

B: 十分な事業効果が期待できない。

【理由】

費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。

1) 事業計画

		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	合計
工種 区分	調査・設計	←	→														
	用地補償			←													
	工事																
	・用水路工 ・揚水機場			←													
事業費(億円)				50.0				85.0					55.3				190.3

2) 地元の合意形成

土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。

3) 環境への影響

環境に著しい影響を及ぼさないよう、保全対象生物の工事区域外への一時移動、濁水・土砂流出の防止や、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施する。

	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。
		【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。	
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	本用水施設は、各ほ場へ用水を供給する揚水機場に送水を行っている基幹的用水路で、新ルートでの設置は難しい状況である。また他事業等で付替え済みの用水施設を利用する事が可能であり、現計画が最も経済的で妥当である。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。
【理由】 経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。			
III 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容			
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・用水施設の維持管理状況			
V 事業評価監視委員会の意見			
VI 対応方針			